

鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会規約

(名称)

第1条 本委員会の名称は「鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会」(以下「委員会」という)とする。

(目的)

第2条 委員会は、鶴見区制 100 周年に際し、地域の方が主役となり、区民の一体感の醸成や「鶴見」の歴史の再確認、未来の「鶴見」を創る契機などに資する継続性のある事業を効率・効果的に実施し、鶴見らしさの掘り起こしと地域力の向上による賑わいづくりにつなげることを目的とする。

(構成)

第3条 委員会の委員は、日頃より区政の運営に関わりが深く、第2条の趣旨に賛同する各種団体の代表者などにより組織する。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 4名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 監査 2名
- 2 前項第1号から第4号までの役員については、委員の互選によりこれを選出するものとする。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順により、その職務を代理する。
 - 5 会計は委員会の会計事務を行う。
 - 6 監査は事業及び会計を監査する。

(構成員の任期)

第5条 構成員の任期は、委員会の解散時までとする。

(会議)

第6条 委員会は委員長が必要に応じて招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 会議の議長は、委員長または委員長が指名した者とする。

- 3 会議では、次の議案を協議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 年間事業計画
- (3) 規約等の制定改廃
- (4) 役員の選出に関すること

(5) その他委員長が必要と認める重要な事項

- 4 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。
- 5 委員会は、円滑な記念事業の執行のため、企画実施・運営について意思決定を運営委員会に委ねる。
- 6 委員会は、顧問を置くことができる。
- 7 会議は、委員長が認めた場合には会議の開催にかえて書面をもって表決することができる。

(運営委員会)

第7条 記念事業の企画実施・運営について必要な意思決定を行うため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、第4条に定める役員に加え、別表1による職のものから構成する。
- 3 運営委員会は、前項の過半数の出席をもって成立する。
- 4 運営委員長は、運営委員の中から実行委員長の指名により選出する。
- 5 運営委員会では、部会から提出された記念事業についての企画・立案等を審議し、実施の是非を決定し、委員会に報告する。
- 6 運営委員会では、他に次の事項を協議、実施する。
 - (1) 関係機関・団体の連絡調整に関すること
 - (2) 各部会間の連絡調整に関すること
 - (3) 事業予算の執行に関すること
 - (4) その他、記念事業について必要な事項等
- 7 運営委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

(部会等)

第8条 運営委員会の下に次の部会を置く。

- (1) 総務・式典部会
 - (2) イベント・魅力部会
 - (3) 広報部会
- 2 各部会長は、委員会の委員の中から、実行委員長の指名により選出する。
 - 3 各部会では、記念事業の内容について企画・立案を行い、運営委員会に対して企画案を諮り、事業を執行する。
 - 4 部会長は、区民、各種団体から、記念事業の実施に必要な部会員を指名することができる。
 - 5 部会では、必要に応じてその下に分科会を置くことができる。

(財務)

第9条 記念事業にかかる経費は、区民、企業等からの協賛金及び市の補助金等をもって充てる。また、記念事業にかかる経費は、委員会が管理する。

- 2 会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終了する。

(事務局)

第 10 条 委員会の事務を担う機関として事務局を設置し、事務局を鶴見区役所内（神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1）に置く。

- 2 事務局には、事務局長と事務局次長を置く。事務局長と事務局次長は、委員長が指名し、委員会の承認を経て、選出するものとする。
- 3 事務局長は委員長の命を受け、委員会及び運営委員会、各部会の事務を掌理し、事務局職員を指揮監督する。
- 4 事務局次長は、事務局長の命を受け、委員会及び運営委員会、各部会の事務を掌理し部会等と連絡、調整を図り、事務局員を指揮監督する。
- 5 事務局は次に掲げる事務を行う。
 - (1) 事業全体の企画立案・実施に関する事務
 - (2) 関係機関・団体の連絡調整に関する事務
 - (3) 各部会間の連絡調整に関する事務
 - (4) 金銭並びに物品の保管その他出納に関する事務
 - (5) その他委員会が必要と認める事務
- 6 事務局の職員は事務局長の指名によりその職務を遂行する。
- 7 本委員会の現金、物品及び口座の管理については、事務局次長をその管理者とする。
- 8 本委員会が銀行口座を保有する場合には、事務局次長をその名義人とする。

(設立年月日)

第 11 条 本委員会の設立年月日は令和 7 年 3 月 19 日とする。

(所在地)

第 12 条 本委員会の所在地は神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1 鶴見区役所内とする。

(その他)

第 13 条 委員長は、この規約に定めることのほか、必要な事項を定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 7 年 3 月 19 日から施行する。

別表 1

役 職	職 名
運営委員	鶴見区社会福祉協議会会长
運営委員	鶴見区防犯協会会长
運営委員	鶴見区民生委員児童委員協議会会长
運営委員	鶴見区スポーツ推進委員連絡協議会会长
運営委員	鶴見区青少年指導員協議会会长